

7. 雇用管理上の措置

【改正後】（追加）

（職場のマタニティハラスメント等の禁止）

第●条 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する不適切な言動により、他の労働者に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

※服務規律への追加も考えられます。

【改正前】

（懲戒の事由）

第●条 労働者が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給または出勤停止とする。

- ① 正当な理由なく無断欠勤が_____日以上に及ぶとき
- ② 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をしたとき
- ③ 過失により会社に損害を与えたとき
- ④ 素行不良で社内の秩序および風紀を乱したとき
- ⑤ 性的な言動により、他の労働者に不快な思いをさせ、または職場の環境を悪くしたとき
- ⑥ 性的な関心を示し、または性的な行為をしかけることにより、他の労働者の業務に支障を与えたとき
- ⑦ 第○条（遵守事項）、第○条（職場のパワーハラスメント禁止）、第○条（個人情報保護）に違反したとき
- ⑧ その他この規則に違反しまたは前各号に準ずる不都合な行為があったとき

【改正後】

（懲戒の事由）

第●条 労働者が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給または出勤停止とする。

- ① 正当な理由なく無断欠勤が_____日以上に及ぶとき
- ② 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をしたとき
- ③ 過失により会社に損害を与えたとき
- ④ 素行不良で社内の秩序および風紀を乱したとき
- ⑤ 性的な言動により、他の労働者に不快な思いをさせ、または職場の環境を悪くしたとき

- ⑥ 性的な関心を示し、または性的な行為をしかけることにより、他の労働者の業務に支障を与えたとき
- ⑦ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する不適切な言動により、他の労働者に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしたとき
- ⑧ 第〇条（遵守事項）、第〇条（職場のパワーハラスメント禁止）、第〇条（個人情報保護）に違反したとき
- ⑨ その他この規則に違反しまたは前各号に準ずる不都合な行為があったとき